



賃貸住宅 仲介・管理のコンプライアンス企業

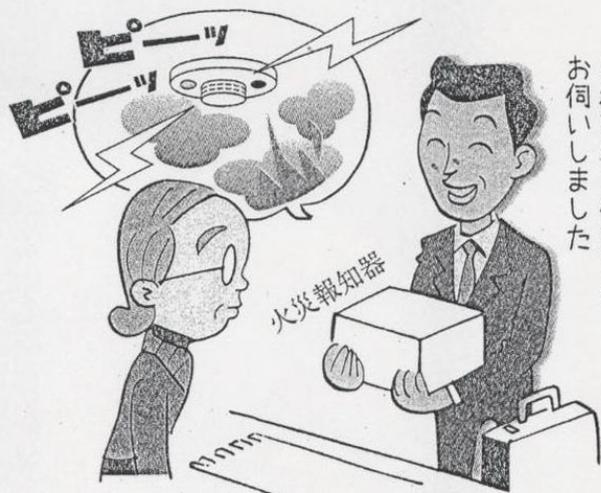
学生ハウジング 3215.CO.JP

2008年11月21日(金) 京都新聞・夕刊より

悪質訪問販売にご注意下さい!!!

設置が義務づけられた住宅用自動火災報知器の悪質な訪問販売が京都市内で相次いでいることが21日までに分かった。実質的な被害は出ていないが、高額なリース契約を迫る例もあるといい、京都市消防局は「おかしいと思ったらすぐ相談してほしい」としている。

住宅用火災報知器



京都市から依頼されお伺いしました

悪質訪問販売相次ぐ

「京都市から依頼」「検査」と勝手に…

住宅用自動火災報知器は消防法の改正に伴い、二〇一一年までに既存の住宅にも設置することが義務づけられた。京都市内では現在、約半数の

設置義務化 高額契約迫る

家庭に設置されている。市消防局によると、十月以降に火災報知器の悪質な訪問販売とみられる事例は、右京区と上京区で各二件、北区で一件今月十八日現在)起きているという。

右京区で十月二十八日にあった事例では、九十歳の独居女性宅に「電話線の検査をする」と訪れた男が、勝手に市場価格が千一千五百円程度の火災報知器を取り付け、女性はレンタル代として四千四百十円を年に二回支払う契約をさせられた。その後、女性は京都市民生活センターに相談し、契約は解除できた。

ほかに、スーツ姿の男が「京都市から依頼された」「近所の人にも契約している」などと話し、年額三千六百円の二十年支払いで、総額七万二千元の契約を迫る例もあったという。

市消防局は「地域の自主防災組織での共同購入なども進んでおり、あまりに高額な訪問販売があった時には、慎重に対応を」と呼びかけている。

おかしいと思ったらすぐに消防局へ相談下さい。